

平成24年第1回朝日町議会定例会会議録(第2号)

平成24年3月8日(木曜日)午後3時00分開議

議事日程(第2号)

- 第1 議案第1号から議案第30号まで
(質疑)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第30号まで
(質疑)
-

出席議員(9人)

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 加藤好進君 |
| 3番 | 笹原靖直君 |
| 4番 | 西岡良則君 |
| 5番 | 蓬澤博君 |
| 6番 | 水野仁士君 |
| 7番 | 長崎智子君 |
| 8番 | 大森憲平君 |
| 9番 | 水島一友君 |
| 10番 | 稲村功君 |
-

欠席議員(1人)

- | | |
|----|-------|
| 2番 | 水間秀雄君 |
|----|-------|
-

説明のため出席した者

- | | | | |
|---|---|---|-------|
| 町 | 長 | 脇 | 四計夫君 |
| 副 | 町 | 長 | 竹内寿実君 |
| 教 | 育 | 長 | 永井孝之君 |

総務部長	竹内忠志君
民生部長	数家善継君
産業部長	大井幸司君
会計管理者	大菅定吉君
企画政策室長	小杉嘉博君
総務課長	山崎富士夫君
財務課長	大村浩君
健康課長	清水明夫君
子ども家庭課長	寺崎昭彦君
産業課長	坂口弘文君
建設課長	小川雅幸君
あさひ総合病院事務部長	山崎秀行君
あさひ総合病院事務部次長	宇田速雄君
消防本部総務課長	笹川謙一君
消防署長	谷口優君
教育委員会事務局長	水島康彦君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	道用慎一
主 任	水島兼輔

(午後 3時00分)

開議の宣告

議長(大森憲平君) ただいまの出席議員数は9人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(大森憲平君) 本日の日程は、議案第1号 平成24年度朝日町一般会計予算から議案第30号 地方自治法第179条による専決処分の件 専決第2号 平成23年度朝日町一般会計補正予算(第7号)までの30議案に対する質疑であります。

質 疑

議長（大森憲平君） これより、上程案件に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては、挙手をするとともに、発言ボタンを押しいただきますようお願いいたします。

なお、予算書については、最初に該当するページを言ってから質疑をしてください。

また、質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切をお願いいたします。

順次、発言を許します。

何かございませんか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） それでは、何点が質問させていただきたいと思います。

まず冒頭に、条例改正に関してですが、議案の第15号、給与規程並びに旅費規程の改正であります。今、給与規程であれば何か臨時にあるのかなと思いますが、旅費規程ともなると、何かこの時期に改正しなければいけないバックグラウンドがあると思うのですが、さきの説明では一切そういうバックグラウンド、説明がありませんでした。そのあたりをご説明いただきたいと思います。

議長（大森憲平君） ただいまの蓬澤君の質疑に対する答弁を求めます。

山崎総務課長。

総務課長（山崎富士夫君） 議案第15号の朝日町の職員の給与に関する条例及び朝日町職員等の旅費に関する条例一部改正の件に対するご質問であります。

これにつきましては、資料のほうでも説明をしていましたけれども、職員が転任等の赴任に伴って住所、もしくは居所から新しい勤務先に移転した場合に支給される赴任旅費でありますとか、同居していた配偶者と別居し単身で生活することに伴う手当等の支給について新たに規定するものということでご説明をしておりますが、今おっしゃいましたように、その背景ということであります。

これにつきましては、実はこういった職員の転任等、交流、派遣等に基づきまして、職員がうちの町を離れて違う自治体等に行った場合、もしくは国とか違う自治体のほうから我が町に来られた場合、こういった規程はもともとつくっておられるところもございます。ただ、うちの場合はなかったと。

それで、なぜこの時期かということでもありますけれども、提案理由説明で、冒頭で町長も申しましたけれども、実を言いますと、釜石市のほうへ職員を派遣したいということを考え

ておりまして、今その詰めをしているところであります。

そうしますと、釜石市のほうに職員を派遣という形になりますと、その期間にもよるわけですけれども、昨年は職員を何週間単位かで派遣はしておったのですけれども、そのときはまた異なって、例えば1年単位ということになりますと、どうしてもこういった単身赴任等、もしくは派遣の規程が必要になるということもございまして、町としてもこういった赴任の手当でありますとか、住居手当、それから移転料、引っ越し料ですね、そういったものをきちんとこの際条例のほうに規定しようということで、今回、条例改正をしようとするものであります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 冒頭の説明のときに、そういうバックグラウンド、この資料の6だけではなくて、そのあたりをきちり説明していただければ、私のような素朴な疑問は出てこないのではないのかなと思いますので、今後そのあたり、気をつけていただければと思います。

もう1点お伺いします。

議案第14号ですね、1つ戻ります。組織条例全部改正の件。

現行の組織条例には規則がついております。今回条例だけであって規則がついていないと。規則も見ないと全編どのような形になるのかなという疑問があります。そのあたり、いつごろ明示されるのかということも含めてお答えいただければと思います。

議長（大森憲平君） ただいまの蓬澤君の質疑に対する答弁を求めます。

山崎総務課長。

総務課長（山崎富士夫君） 今回、行政組織規則の全部改正ということで条例の改正を提案しております。

おっしゃいました規則ですけれども、規則につきましても、条例の改正が認められれば当然規則のほうも制定をしていくことになります。その準備は、進めてはおりますけれども、まず条例を通していただくということでございまして、それに向けての規則整備は、準備は当然しているところであります。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

5番（蓬澤 博君） 半分理解できて半分理解できませんが、条例の全部改正の中で、各課

の業務の内容、ダイジェストで書いてありますよね。規則では細かく書いてあるはずなのですが、例えば統合される課については1行で終わっていると、現行の業務がですね。そうすると、じゃそれで今までの業務、全部読むのかということも疑問になって出てきますので、本来は規則の改正案もセットで出てこないで、これ、条例の改正、一式そろっているわけではないかと、すごく素朴な疑問があるものですから今の質問をしました。

なるべく早くその規則の改正案も提示していただかないとワンセットで考えることができないのじゃないのかなと思いますので、速やかにお願いしたいと思います。

議長（大森憲平君） これ、要望ですか。

5番（蓬澤 博君） 要望 委員会も含めて同じことを聞かなければいかんと思っていますので、まず委員会に間に合うかどうか。

議長（大森憲平君） ただいまの蓬澤君の再質疑に対する答弁を求めます。

山崎総務課長。

総務課長（山崎富士夫君） 条例につきましては当然のことですけれども、議会のご承認をいただくということでございます。規則につきましては、町の専決という形にはなるわけではありますけれども、この条例を受けて規則のほうで細かくその課の所掌等を規定していくことにしておりますけれども、今現在、この条例改正をした後の課の所掌等について、これは人事の異動、それから組織の少し細かな詰めもございますので、人事異動のときまできちんと詰めていくということで準備をしております。

委員会というふうなご指摘でございますけれども、これについては、説明できる場所ではご説明をしていきたいところではありますが、今ほど言いましたように、人事異動等も伴う、ある意味デリケートな部分もあるものですから、そのあたりはご配慮、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

ほかにございませんか。

笹原靖直君。

3番（笹原靖直君） あさひ総合病院なのですが、運転資金が不足するという状況の中で一般会計から操出金を5年間に振り分けて繰り出してやるということではありますが、具体的な内容と金額などを聞かせていただければと思います。

議長（大森憲平君） ただいまの笹原君の質疑に対する答弁を求めます。

山崎あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（山崎秀行君） 操出金につきましては、運転資金が不足するというので、1億4,400万、5年間で繰り入れていただくと。これにつきましては、実は総務省が示した基準額をもとにした予定額が最終年度の平成46年度まで予定されておりまして、算出されておりまして、今回はその一部を前倒ししたいと。ということで、この後6年目からは毎年4,000万ずつ町にお返しするという形になるかと思えます。

そういう中で、この5年間につきましては、看護師の増員、あるいは平成24年度には泌尿器科の医師が増える。あと、4年後ぐらいには県の地域枠、特別枠の医師が出てくるということで、そういうような試算のもとで5年間、今一番苦しいときなので、5年間、何か頑張ればそれなりの明るい、何と申しますか、光明が見えるのかなというふうに考えて、町のほうをお願いしたわけでございます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

ほかにございませんか。

長崎智子君。

7番（長崎智子君） 平成24年度の予算の130ページの商工費ですが、300万計上されているわけでございます。これにつきまして、説明では、バタバタ茶伝承館と伺っておるわけでございます、維持管理費と。それについてですが、このバタバタ茶伝承館は、今、指定管理になっていると思うのですけれども、バタバタ茶伝承館の指定管理者はどなたでしょうか、伺います。

議長（大森憲平君） ただいまの長崎君の質疑に対する答弁を求めます。

坂口産業課長。

産業課長（坂口弘文君） 指定管理については、朝日町商工会でございます。

議長（大森憲平君） 長崎智子君。

7番（長崎智子君） わかりました。

それについては、商工会が全部維持管理をされるということですね、指定管理者とすれば。

それで、いいです。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

7番（長崎智子君） はい。

議長（大森憲平君） ほかにございませんか。

加藤好進君。

1番（加藤好進君） ただいまの関連質問になりますが、バタバタ茶の伝承館の商工会費に

つきましては、これは人件費と理解してよろしいでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの加藤君の質疑に対する答弁を求めます。

坂口産業課長。

産業課長（坂口弘文君） 人件費でございます。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

加藤好進君。

1 番（加藤好進君） これは新たに、新しい人の賃金になるのでしょうか。

議長（大森憲平君） ただいまの加藤君の再質疑に対する答弁を求めます。

坂口産業課長。

産業課長（坂口弘文君） 人を指定したわけではございません。商工会に対しての人的支援といえますか、金銭的な支援でございますので、だれにそちらを充てられるかは商工会さんにお任せをしております。

議長（大森憲平君） ただいまの答弁でよろしいですか。

加藤好進君。

1 番（加藤好進君） バタバタ茶の伝承館をどのように将来的に維持していくのか、そのへんは私たちには全然見えてきません。先般、例えばバタバタ茶をつくるにおきましても、ただお一人の方が一生懸命つくっておられると。もしその方がやめられることになると、バタバタ茶がなかなか作業的にはつukれないという面もありまして、ぜひ若い人の後継者をつくっていただきたいと思っています。要望です。

議長（大森憲平君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する声なし〕

議長（大森憲平君） ございませんか。

〔発言する声なし〕

議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

次会の日程

議長（大森憲平君） 次に、次会の日程を申し上げます。

あす9日は議案調査日とし、10日、11日は休会、12日、13日、14日は議案調査日、15日は本会議を再開し、町政一般に対する代表質問を行います。

なお、12日は、午後2時から議会運営委員会を開催いたします。

また、町政に対する代表・一般質問の提出締め切りは12日午前10時までとなっておりますので、質問される議員は、所定の用紙に、質問の件名、質問の要旨、要旨の説明を明確に記入の上、定刻までに提出してください。

散会の宣告

議長（大森憲平君） 本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時15分）